

令和3年7月豪雨災害により影響を受けられた
中小事業者等の皆様へ融資制度のご案内
【災害等緊急対策資金(令和3年7月豪雨災害)】

7月15日
取扱開始

制度の内容

融資対象者:令和3年7月豪雨災害の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者等

- (1) 事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
- (2) 最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者
- (3) 売上高等の減少が今後の経営に支障を生じるおそれがあると見込まれる者

資金用途: 運転資金、設備資金又は借換資金

(借換資金は、運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。)

融資限度額: 2億8千万円

融資期間: 10年以内(据置3年以内含む)

※被害を受けた設備に係る資金は15年以内(据置3年以内含む)

融資利率: 年1.43%(変動金利)

※市町村が借入後3年間の利子相当額(借換に相当する部分を除く)を補助する場合、半分を県が補助

保証: 信用保証協会の保証が必要

保証料率: 0.23%~0.68%(9段階)

※セーフティネット保証4号(令和3年7月豪雨)の認定を受けた場合0.4%
指定地:鳥取市、松江市、出雲市(令和3年7月15日時点)

【取扱期間】令和3年7月15日(木)から令和3年9月30日(木)融資申込受付分まで

申込み窓口

最寄りの金融機関、商工会議所、商工会、商工会産業支援センター、鳥取県商工会联合会、鳥取県中小企業団体中央会

お問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249 (ファクシミリ)0857-26-8117